

日本年金機構令和8年度計画（案）の概要

日本年金機構

前文

- 日本年金機構（以下「機構」という。）は、厚生労働大臣の監督の下、公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対するお客様である国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを、その使命とする。
- 第4期中期目標期間の折り返し地点（3年度目）となる令和8年度においては、社会全体におけるデジタル技術の進展、老齢年金の相談・請求件数の増加、年金制度改正の施行、その他社会環境の変化等の動向を踏まえつつ、下記の施策に重点的に取り組み、基幹業務の推進及びお客様サービスの一層の向上を図る。

主な施策	概要
オンラインサービスの進展を踏まえたチャンネル戦略の着実な実行	<ul style="list-style-type: none">○各チャンネルを効率的・効果的に連動させ、お客様サービスの質を高めるとともに、機構の業務を正確で効率的なものにするため、次期中期計画終了時点で到達すべきチャンネルのビジョンの実現に向けた取組事項を着実に実行○年金制度改正の施行や老齢年金の相談・請求件数の増加等の環境変化にも対応するため、各種オンラインサービスの更なる利用促進、オンラインによる年金相談サービスの拡充○電子データによる「紙をなくす・紙を移動させない」事務処理を一層推進し、電子申請された老齢年金請求書のデジタルワークフローの構築や、生成AI等のICT活用による機構内部の業務効率化の拡大
基幹業務の更なる高みへの挑戦	<ul style="list-style-type: none">○国民年金保険料の納付率について、効果的・効率的な施策を実施し、現年度納付率の前年度実績以上の確保、最終納付率の80%台半ば（前年度実績以上）の確保○厚生年金保険適用調査対象事業所の効率的かつ的確な把握及び加入指導等による未適用事業所の更なる解消○事業所の実情に即した適正な納付計画策定と履行管理により、厚生年金保険等の保険料収納率について、令和元年度徴収実績99.1%（厚生年金保険料）への回復を見据えた前年度と同等以上の水準確保○老齢年金の相談・請求件数の増加に向け、安定した窓口体制・審査体制を維持するための年金事務所（お客様相談室）、事務センター及び中央年金センターの組織体制・人員体制の整備○段階的に施行される年金制度改正を着実に実施するため、改正内容や施行時期に応じた計画的かつ効果的な周知・広報等の実施
職員一人ひとりが活躍できる職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none">○職員全員が性別を問わず働きやすい環境を整備するための、働き方改革の更なる促進の取組、育児・介護休業法等に基づく各種休暇制度の引き続きの取得促進○特に、女性の一層の定着と活躍の推進を図るための女性管理職比率の更なる向上に向けた取組実施、多様な雇用形態への対応として、障害者雇用、高年齢者層の活躍を推進

I 提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

※主な取組施策を下線で表示（次ページ以降も同様）

項目	令和8年度計画策定に向けた課題	令和8年度計画（案）の概要
<p>I-1 国民年金の適用促進対策</p>	<p>○制度周知及び制度理解の促進 ・年金制度の正しい理解や適切な加入手続等を促進するため、どのような対策を講じるか。 特に、免除や学生納付特例に該当する者について、制度理解を促進、提出にいかに関わり付けていくか。</p>	<p>○確実な適用の実施（資料1-2：4ページ～） ・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から提供される本人確認情報を基に、海外から転入された方等を早期に適用する仕組みにより、確実な適用を実施。</p> <p>○制度周知及び制度理解の促進（資料1-2：4ページ～） ・ハローワークとの連携による雇用保険説明会や市区町村との連携によるマイナポータルを利用した加入手続及び免除手続の促進、出入国在留管理庁及び外国人支援・交流団体等との連携体制の強化等、関係機関との連携を図り、制度周知・制度理解を促進。</p>
<p>I-2 国民年金の保険料収納対策</p>	<p>○地域実情や未納者属性を踏まえた納付率の向上に係る取組 ・引き続きの納付率向上のため、年金事務所ごとの未納者属性を踏まえた対策をいかに効果的に進めていくか。 特に、大都市圏など未納者の多い年金事務所について、更なる納付率向上のためにどのように効果的な対策を講じるか。</p> <p>・繰り返し納付督促等を実施するも残存する未納者（長期未納者等）への取組について、更なる効果的な収納対策を検討し、いかに対策を講じていくか。</p>	<p>○納付率等の目標・収納対策（資料1-2：6ページ～） ・国民年金の納付率の向上に向けた収納対策を効果的・効率的に推進。外国人及び若年層を中心として納付に重点を置いた施策を実施し、現年度納付率は15年連続の向上を図る。 ①令和8年度分保険料の現年度納付率は前年度実績以上の確保を目指す。 ②過年度1年目納付率及び最終納付率は80%台半ば（前年度実績以上）の確保を目指す。 ③口座振替・クレジットカード及びインターネットバンキング等による電子納付の実施率について、更なる納付月数の獲得のため利用促進を図り、前年度を上回る水準を確保する。</p> <p><地域の実情を踏まえた対策> ・催告状文書送付後の督促効果を分析し、地域属性による収納対策の効果を検証した上で年金事務所ごとの未納者属性に基づく納付者、免除者の割合を踏まえた取組を実施。 ・大都市圏の未納者数の多い年金事務所について、好調拠点と低調拠点の傾向の比較・分析を踏まえ低調拠点の収納対策を実施。沖縄県は、継続した取組に加え、未納者属性に応じた取組を強化することにより、更なる納付率向上（前年度実績以上）を目指す。</p> <p><長期未納者への納付督促、若年者に対する納付督促> ・24か月未納者について属性分析を行い、長期未納の解消に向けた取組を検討し、実施。 ・20歳到達者や若年層の未納者及び連帯納付義務者である世帯主に対して、納付のご案内と併せて年金制度の有用性を訴求する専用チラシ等の送付を実施。</p> <p>○納めやすい環境の整備（資料1-2：12ページ～） ・口座振替及びクレジットカード、コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びスマホ決済アプリ等、多様な納付方法の周知を行い、納めやすい環境の整備に努める。 ・マイナポータル等を利用した口座振替について、広報の充実を図り、<u>利用促進に努めるとともに、利用しやすい環境整備や改善の検討を行う。</u>あわせて、<u>口座振替に対応可能なインターネット銀行の拡大に向けた対応を進める。</u></p>

項目	令和8年度計画策定に向けた課題	令和8年度計画（案）の概要
I-2 国民年金の 保険料収納 対策	<p>○外国人に対する制度周知・保険料 収納対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村、外国人支援団体等の関係機関に加え、より幅広い関係団体との連携体制の構築をどのように進め、深めていくか。 ・厚生年金に加入する前後の国民年金加入期間を着実に納付等に結び付けるため、制度周知や収納対策をどのように進めるか。 	<p>○外国人に対する制度周知・保険料収納対策（資料1-2：9ページ～） <多言語対応等の環境整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語や分かりやすい日本語を用いた納付及び免除申請に係る制度周知を推進するとともに、翻訳機の導入により、外国人に係る窓口対応を充実、円滑化。 ・未納者に対し、英語及び分かりやすい日本語を用いた専用の催告文書を送付。また、多言語で作成した催告文書の機構ホームページへの掲載、二次元コードによる誘導等、周知媒体等を充実。 <p><本部・年金事務所における関係機関との連携等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村、外国人を雇用する企業及び外国人支援団体等の関係機関と連携し、外国人に対して公的年金制度や納付義務・免除制度等の理解を促進。 ・大学及び専門学校等と連携し、外国人留学生への制度案内を実施。 ・技能実習、永住者・定住者、国籍等の外部データを活用し、実情に応じた対策を実施。 ・各地域における好事例の収集・展開を実施。
I-3 厚生年金保 険・健康保 険等の適用促進 対策	<p>○未適用事業所の適用促進対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税源泉徴収義務者情報により把握した適用調査対象事業所に対する適用促進について、事業実態が把握できない事業所等、早期に適用に結び付けることが困難な事業所も存在している中、どのように適用を進めていくか。 <p>○事業所調査による適用の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用事業所の増加により、全ての事業所に対して調査を行うことができない状況の中、どのように適切かつ効率的・効果的に調査を進めていくか。 	<p>○未適用事業所の適用促進対策（資料1-2：14ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税源泉徴収義務者情報により把握した適用調査対象事業所について、引き続き雇用保険被保険者情報等の活用による適用を実施。特に、5人以上の従業員を雇用している蓋然性が高い適用調査対象事業所は最優先で取り組み、令和8年度末までの適用を目指す。 <p>○困難事案への対応（資料1-2：15ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別法人対策部において、全国の困難性の高い事案に対応。 ・事業実態が把握できない事業所（バーチャルオフィス、オートロックマンション等）に対する実態把握を行うための金融機関や不動産管理会社等への具体的な調査手法を検討し、速やかに実施する。 <p>○事業所調査による適用の適正化（資料1-2：16ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所年間10万事業所を目標として、優先度等を踏まえつつ、更なる適用の適正化に重点を置く、効果的・効率的な事業所調査を実施。 ・効率的・効果的な事業所調査として、雇用保険被保険者情報の活用や、被保険者1万人以上の大規模事業所等への本部と年金事務所等の協働による調査の実施、電子データ等を活用した調査手法の更なる推進、電子データのオンライン提出のための環境整備等を実施。
I-4 厚生年金保 険・健康保 険等の保険料徴 収対策	<p>○収納率の目標・納付指導及び滞納 処分等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険料等の収納率について、令和元年度実績への着実な回復及び更なる向上をどのように図っていくか。 	<p>○納付指導及び滞納処分等（資料1-2：20ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正かつ公平な徴収対策を実施し、保険料収納率について、収納未済額の圧縮に努め、前年度と同等以上の水準を確保。 <p>○徴収が困難な事業所に対する徴収対策の徹底（資料1-2：22ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域に事業を行っている等の徴収の困難性が高く滞納が長期間又は高額となっている事業所について、特別法人対策部が所管し、納付指導や滞納処分を迅速かつ適切に実施。 ・特別徴収対策課における管内事務所の困難事案の移管や協力支援等を行う試行事業を拡大するとともに、その結果等を踏まえ、特別徴収対策課の在り方を検討する。

項目	令和8年度計画策定に向けた課題	令和8年度計画（案）の概要
I-5 年金給付	<p>○年金事務所におけるお客様相談室の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の高齢年金請求件数の恒常的な増加を踏まえ、将来にわたり安定的な給付業務の執行体制をどのように構築していくか。 	<p>○年金事務所におけるお客様相談室の体制整備（資料1-2：24ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度は、男性の特別支給の老齢厚生年金に係る支給開始年齢の引上げ完了に伴い老齢年金の相談・請求件数が増加するため、相談窓口の混雑状況や請求件数の推移を把握し、必要に応じてひっ迫拠点の窓口体制・審査体制を強化。
	<p>○中央年金センターの安定的な事務処理体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実態調査結果を踏まえ、令和8年度以降の体制見直し等をどのように進めるか。 	<p>○中央年金センターの安定的な事務処理体制の確立（資料1-2：25ページ～）</p> <p>将来にわたり正確かつ安定的な事務処理体制を維持・強化するため、令和7年度中に実施した業務実態調査の結果を踏まえ、業務工程の見直し、職種の役割整理、外部委託の活用拡大を検討・実施するとともに、人員配置・組織体制の適正化を図る。</p>
	<p>○障害年金業務の適正かつ安定的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定業務の客観性・公平性の向上に向けた更なる取組をどのように進めるか。 	<p>○障害年金業務の適正かつ安定的な運営（資料1-2：28ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」を踏まえ、事前確認票・認定調書・理由付記文書の審査書類について丁寧な記載を引き続き実施するとともに、<u>医学的な総合判断を特に要する事例及び全ての不支給事案について複数の認定医が関与する仕組みを着実に実施する等</u>、認定業務の客観性・公平性の向上を図る。 ・認定医の認定業務の効率化のため、電子機器の導入について検討を進める。
	<p>○お客様サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年制度改正や男性の支給開始年齢引上げ完了を踏まえ、分かりやすい通知・リーフレットや機構ホームページ等での周知・広報をいかに効果的に実施・展開するか。 	<p>○お客様サービスの向上（資料1-2：30ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度に施行する年金制度改正の趣旨、内容、手続について、機構ホームページ、各種広報媒体、リーフレット等を活用し、周知広報を実施するとともに、年金受給者等への個別周知や届書案内を着実に実施。 ・高齢年金請求書の受付件数増加等に適切に対応することにより、<u>各サービススタンダードの達成率90%以上を維持するよう</u>取り組む。また、更なるお客様サービスの向上等の観点から、サービススタンダードで設定している所要日数等の見直しを検討。
I-6 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止	<p>○年金記録の確認等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組を踏まえ、引き続き未統合記録の解消に向けた取組をどのように行っていくか。 	<p>○年金記録の確認等の対応（資料1-2：33ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねんきん定期便及び「ねんきんネット」等を活用したご自身の年金記録の確認等の呼びかけ、「ねんきんネット」の持ち主不明記録検索機能でお客様が未統合記録を検索できる環境の提供及び更なる普及啓発に向けて、リーフレット等で周知を図る。
	<p>○年金記録の正確な管理等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーと基礎年金番号の紐付けの徹底に向け、引き続きどのように取り組んでいくか。 	<p>○年金記録の正確な管理等の実施（資料1-2：34ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金記録を適正に管理するため、新規の資格取得届提出時における確認の徹底や、被保険者・年金受給者・受給待機者等における基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを徹底するための取組を、引き続き実施。

項目	令和8年度計画策定に向けた課題	令和8年度計画（案）の概要
I-7 年金相談	<p>○年金事務所での相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な窓口体制を維持し、予約の取りやすさを確保するため、常設相談ブース数の適正化と人員体制の整備、お客様の来訪を要しない相談完結にどのように取り組むか。 <p>○コールセンターでの相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話機器類更改後の安定的な受電体制を維持・整備しつつ、サービス及び業務品質の向上をいかに図っていくか。 	<p>○年金事務所での相談（資料1-2：37ページ～）</p> <p>＜年金相談窓口体制の整備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢年金の請求件数の増加に伴い、相談ニーズが大きくなると想定される状況を踏まえ、安定的な相談窓口体制の確立のため、増加する年金相談に必要な相談ブース数（令和7年度比+49）と正規雇用職員等の人員を確保する。 <p>＜予約の取りやすい環境整備と待ち時間対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金相談の予約率90%以上を維持。また、ネット予約の利用を促進するため、簡易な入力ができるマイナポータル経由での予約方法を周知する。本部は、定期的に予約状況を確認・分析し、予約の取りづらい拠点に対し、予約枠拡大等の具体策を指示する。予約のないお客様については平均待ち時間30分未満を維持。 <p>○コールセンターでの相談（資料1-2：39ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ダイヤル合計及び各ダイヤル別でも原則として応答率70%以上を確保する。 ・通話内容のテキスト化機能（令和7年10月に導入）を活用し、相談事蹟を作成する時間を短縮。自動音声案内で通知書の再交付等を行う「ねんきん自動音声送付受付サービス」（令和7年10月に導入）の利用促進のため、周知・広報を強化する。 ・応答品質の向上・標準化を図るため、相談内容等の分析を行い、オペレーター向けQ&A等の充実を図るとともに、通話内容をテキスト化する機能を活用したモニタリングを実施する。 ・外国人の増加を踏まえ、引き続き、年金事務所、コールセンター及び市区町村において、11か国語による通訳サービスの提供を行う。外国人に向けて効果的な周知・広報を行うため、SNSで継続的に発信するとともに、新たに外国人向けサービスの概要を示した動画等の作成を進める。
I-8 分かりやすい情報提供及びサービス改善の促進	<p>○分かりやすい情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者及び外国人など、多様なお客様に向けてより分かりやすい文書にするため、「やさしい日本語」や「ピクトグラム」の推進にいかに取り組むか。 	<p>○分かりやすい情報提供の推進（資料1-2：43ページ～）</p> <p>＜分かりやすいお客様向け文書の作成＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様向け文書について、文書デザイナー等が参画する「お客様向け文書モニター会議」や若い世代等で構成する「アンケートモニター」の活用により、改善を実施。 ・また、高齢者、障害者及び外国人など、多様なお客様にとってより分かりやすい文書とするため、「やさしい日本語」や「ピクトグラム」を活用して改善を図る。 <p>＜ホームページの活用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様が求める情報をその目線に立ってより分かりやすく正確に提供するため、動画による情報提供の推進等により機構ホームページの内容の充実を図る。また、機構公式SNSを活用した積極的な情報発信等により、幅広い層に利用されるよう取組を行う。 ・アクセス解析ツールを導入し、Q&Aをはじめとした各種ページを精緻に分析することで、より分かりやすく、利用しやすいホームページとなるよう恒常的な改善に努める。

項目	令和8年度計画策定に向けた課題	令和8年度計画（案）の概要
I-8 分かりやすい 情報提供及び サービス改善 の促進	<p>○公的年金制度に対する理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的年金制度の普及・啓発活動を基幹業務の着実な推進につなげるため、年金セミナー、制度説明会の充実、参加者数の拡大をどのように図っていくか。 また、年金委員の活躍推進及び委嘱拡大を図るため、どのように活動の支援を強化していくか。 <p>○お客様サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 「お客様満足度アンケート」の結果や「お客様の声」で寄せられたご意見・ご要望により把握した各拠点の個別課題に基づき、より効果的な改善指導につなげるためにいかに取り組むか。 	<p>○公的年金制度に対する理解の促進（資料1-2：46ページ～）</p> <p><年金セミナー等の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> 制度改正を含む公的年金制度の理解を一層深めるため、教育関係機関や企業等における年金セミナー及び年金制度説明会を実施する。また、結果を検証し、実施内容の充実を図ること 特に、年金制度改正に伴う適正な届出の励行に向け、企業等における年金制度・事務手続説明会の充実を図る。また、外国人を対象とした年金制度の周知・啓発を図る。 <p><年金委員に対する活動支援の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> 年金委員の活動に必要な情報を本部から毎月発信し、それを踏まえた年金委員の活動内容の把握に努める。地域型年金委員については、拠点ごとに連絡会を開催し、組織的活動の活性化を図る。 機構ホームページ等を活用して年金委員制度や活動内容を積極的に広報するとともに、企業、市区町村、年金受給者協会等への働きかけを強化し、年金委員の委嘱拡大を図る。
I-9 年金制度改正 等への対応	<p>○年金制度改正への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年10月に施行される保険料調整制度をはじめ、各改正事項について、事業主や被保険者に対する分かりやすい周知広報、制度を適切に実施するための事務処理・システム構築をどのように実施していくか。 令和9年10月に施行される短時間労働者への適用拡大（35人超規模の企業）について、新たに対象となる事業所への周知をどのように実施していくか。 	<p>○年金制度改正への対応（資料1-2：50ページ～）</p> <p><在職老齢年金制度の見直し（令和8年4月施行）></p> <ul style="list-style-type: none"> 在職老齢年金の支給停止調整額が引き上げられることを踏まえ、令和8年6月に送付する年金額改定通知書による個別周知や、機構ホームページ等多様な方法により制度周知を行うとともに、ねんきんチャットボットの活用等により照会対応の充実を図る。 <p><保険料調整制度の創設（令和8年10月施行）></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料調整制度の開始に向け、令和8年6月に送付する算定基礎届に制度周知リーフレットを同封する等、制度の対象となりうる事業所に確実に周知するとともに、職員向け研修を計画的に実施し、事務処理や照会対応に係る体制を整備。 <p><短時間労働者の適用拡大（令和9年10月施行）></p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに適用拡大の対象となる事業所（35人超規模の企業）に制度が正確に理解されるよう、令和8年10月から訪問等による事前の周知を行うとともに、専門家（社会保険労務士）と連携し、事業主及び従業員の方に対する分かりやすい周知広報の取組を行う。

項目	令和8年度計画策定に向けた課題	令和8年度計画（案）の概要
I-9 年金制度改正等への対応	<p>○番号法改正等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行後1年以内に氏名の振り仮名変更の届出がない場合、自治体の職権により振り仮名が戸籍等に記載され当該情報が機構に連携されるが、年金振込への影響について、対応方法や周知・広報をどのように整理するか。 ・既裁定者に係る公金受取口座の登録意思確認事務について、事務処理等をどのように滞りなく円滑に実施していくか。 	<p>○番号法改正等への対応（資料1-2:51ページ）</p> <p>＜戸籍等の記載事項への氏名の振り仮名の追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍等への氏名の振り仮名追加について、令和8年5月までに振り仮名変更の届出がない場合、市区町村長の職権により振り仮名が戸籍等に記載（公証化）され、当該氏名情報が機構に連携されるため、これに伴う年金振込への影響が生じないよう、J-LISをはじめとした関係機関と連携し、システム面での対処や自治体・年金受給者等への周知など適切な対応を行う。 <p>＜公金受取口座の登録促進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公金受取口座登録法の改正に基づく既裁定者の年金振込口座の公金受取口座への登録の意向確認事業を令和8年度に円滑に実施するため、外部委託を含めた事務処理体制の整備、意向確認書の作成・発送、不同意申出書等の受付・入力処理、専用コールセンターにおける照会対応等の業務を着実に実施。
	<p>○その他の制度改正への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年10月に施行される国民年金育児期間免除制度について、被保険者に対して分かりやすい周知広報をどのように円滑かつ着実に実施していくか。 	<p>○その他の制度改正への対応（資料1-2:52ページ）</p> <p>＜子ども・子育て支援法への対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年10月から国民年金育児免除制度が施行されるため、制度が広く国民に周知されるよう、市区町村等の関係団体を通じて多様な周知広報を行うとともに、職員向け研修を計画的に実施し、事務処理や照会対応に係る体制の整備を行う。

II 業務運営の効率化に関する事項

項目	令和8年度計画策定に向けた課題	令和8年度計画（案）の概要
II-1 効率的効果的な業務運営（ビジネスプロセス改革）	<p>○本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャネル戦略の取組事項を着実に実行しつつ、取組に係る評価及び改善をどのように行っていくか。また、ビジョン実現に向け長期の取組をどのように策定していくか。 	<p>○本部（資料1-2:54ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各チャネルを効率的・効果的に連動させ、お客様サービスの質を高めるとともに、機構の業務を正確で効率的なものにするため、次期中期計画終了時点に到達すべきチャネルの姿（ビジョン）の実現に向けた中期取組期間（令和8～10年度）における取組事項を<u>実行しつつ</u>、長期取組期間（令和11～15年度）における取組方針・取組事項を検討。
	<p>○事務センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した処理体制を確保しつつ、事務センターの更なる効率化をどのように進めていくか。 	<p>○事務センター（資料1-2:55ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した事務処理体制確保のため、引き続き事務センター間での分散処理の拡大による業務量の平準化を進める。 ・健康保険被保険者の資格に係る届書（資格取得届等）を、年間を通じて安定かつ早期に処理ができるよう現在の処理期間を維持し、他の届書より優先的に処理を行う。

項目	令和8年度計画策定に向けた課題	令和8年度計画（案）の概要
II-1 効率的効果的な業務運営 （ビジネスプロセス改革）	○年金事務所 ・チャンネル戦略やオンラインビジネスの進捗状況を踏まえ、お客様サービスの一層の向上を図るため、どのように年金事務所の在り方を検討していくか。	○年金事務所（資料1-2:56ページ～） ・安定的・効率的な業務運営を継続するため、今後のチャンネル戦略の推進状況やオンラインビジネスの普及状況、制度改正への対応状況を踏まえ、お客様サービスの一層の向上を図るため、年金事務所の機能・役割等の見直しについて検討。 ・年金事務所の業務を安定的に運営するため、業務量や事業規模に応じた適切な定員配分等を実施。
	○適正な運営経費による効率的効果的な業務運営 ・基本計画に基づく人員削減の着実な実施にどのように取り組むか。 ・賃金や調達価格上昇等の社会状況に鑑み、執行状況の分析やコストを意識した執行をいかに進めるか。	○適正な運営経費による効率的効果的な業務運営（資料1-2:58ページ～） ・機構の人員体制について「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」に基づき、合理化・効率化を進める。併せて基本計画策定時に想定されていなかった新たな業務に対応するため、不断の合理化・効率化を図りつつ、業務遂行のための実施体制を確保。 ・一般管理費及び業務経費について、執行状況を分析し、コストの可視化を進めるとともに、コスト意識の徹底に努め、中期計画を踏まえた一層効率的な予算執行を進める。
II-2 外部委託の活用と管理の適正化	○外部委託の活用 ・業務の効率化を推進するため、届書の処理、データ入力、通知書作成業務等について、どのように外部委託を活用していくか。	○外部委託の活用（資料1-2:59ページ～） ・引き続き、外部委託の活用による業務効率化を進めるとともに、個人番号の活用やデジタル化の推進に伴う環境変化や技術革新の動向を踏まえ、委託業務ごとのリスク対応や管理を徹底する。
II-3 社会保険オンラインシステムの運用・改善・開発	○フェーズ1等への対応 ・複数の年金制度改正事項について、厚生労働省年金局や機構の関係部署間の協力を得ながら、システム開発をどのように着実に進めるか。 ・年金制度改正と並行する年金制度改正以外のシステム開発をどのように着実に進めていくか。	○フェーズ1等への対応（資料1-2:61ページ～） ・令和8年10月に施行する厚生年金保険料調整制度等に係るシステム開発を着実に進める。また、その他の令和7年年金制度改正に係るシステム開発を計画的に進める。 ・既裁定者に係る公金受取口座の登録意思確認に必要なシステム開発、令和7年度税制改正に伴う国民年金保険料の免除基準に係る対応（特定親族特別控除の追加）等のシステム開発等を着実に進める。 ・システムを安定的に運用するため、現行機器の耐用年数が到来する情報連携システム（令和9年1月更改）、電子申請システム（令和10年1月更改）の開発を着実に進める。
	○フェーズ2等への対応 ・国民の年金記録を安全かつ確実な移行を最優先として対応するため、重層的な対策を取りつつ、円滑な開発をどのように進めていくか。	○フェーズ2等への対応（資料1-2:63ページ～） ・国民の年金記録を安全かつ確実に移行させることを最優先として、令和5年度から着手した本格開発について、引き続き、開発の進捗や品質等を適切に管理しながら推進する。

項目	令和8年度計画策定に向けた課題	令和8年度計画（案）の概要
II-4 ICT化の 推進	<p>○事業所向けオンラインサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度改正による適用事業所等の増加を見据え、新規適用の段階からオンラインサービスを利用いただく枠組み、小規模事業所でも電子申請を利用しやすい環境の構築及び電子申請義務化対象事業所拡大等の制度的な対応等をどのように進めていくか。 ・オンライン事業所年金情報サービスの利用促進の取組と併せて、必要な機能の実装をどのように図っていくか。 	<p>○事業所向けオンラインサービス（資料1-2：67ページ～）</p> <p><届出（電子申請）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要7届書の電子申請割合を80%以上、電子申請実施事業所の割合を40%程度まで引き上げることを目標とし、この目標達成に向けた利用促進の取組を行うとともに、今後、適用事業所数等の増加を見据え、サービス利用環境の改善に向けた取組等を進める。 ・これまで勸奨を実施していなかった中小規模事業所への個別勸奨、事業所調査時や地域年金展開事業を活用した利用勸奨を実施。 ・届書作成プログラムの改善や届書作成に係る新規ソフトウェアについてシステム開発を実施。 ・職員による事業所訪問時のタブレット端末を活用した電子申請利用勸奨の試行実施を行う。 <p><通知、照会・情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン事業所年金情報サービスの利用事業所割合を10%※程度まで引き上げることを目標とし、目標達成に向けた利用促進の取組を実施するとともに、サービスの利便性向上に係るシステム開発を実施。※社会保険労務士経由で利用している事業所を含む。
	<p>○個人向けオンラインサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねんきん定期便のペーパーレス化について、ねんきん定期便送付者に対するペーパーレス化登録率10%以上を達成するためにどのようなアプローチを進めていくか。 ・オンライン年金相談・文書相談については、チャンネル戦略におけるビジョンを踏まえた相談内容の種類の具体化や、対象者の拡大等を機構の体制面を含めどのように進めていくか。 	<p>○個人向けオンラインサービス（資料1-2：71ページ～）</p> <p><加入、納付・免除></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金関係届書の電子申請割合について、国民年金被保険者関係届は26%程度、国民年金学生納付特例申請書は32%程度、国民年金保険料免除申請書は15%程度まで引き上げることを目標とし、各種オンラインサービスの周知・広報を実施するとともに、お客様が自らサービスを利用しやすい環境の構築に向けた取組等を進める。 <p><申請（届出）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族等申告書の簡易な電子申請サービスの電子申請割合について、前年度以上の電子申請件数とするを旨とした利用促進の取組等を実施。 <p><通知・情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知書の送付件数に対するペーパーレス化登録割合について、国民年金保険料控除証明書は20%程度、公的年金等の源泉徴収票は5%程度まで引き上げることを目標とし、周知・広報を実施するとともに、お客様が自らサービスを利用しやすい環境の構築に向けた取組等を進める。 ・ねんきん定期便の発行件数に対するペーパーレス化登録割合については、令和7年度実績から1.0ポイント程度引き上げることを目標とし、周知・広報や利用環境の整備等の取組を行う。 <p><相談></p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島3島向けのWeb会議サービスを利用したオンライン年金相談（令和8年2月開始）について、運用課題の整理等を進め、他の市区町村役場においてもオンライン年金相談ができるよう、対象拡大を進める。さらに、将来的に来訪せずにオンライン年金相談が可能となるよう、具体化に向けた検討を進める。 ・海外在住者や障害者を対象に試行実施（令和7年1月開始）している「文書によるオンライン年金相談」について、試行実施対象に離島在住者を追加し、更なる課題検証・本格実施に向けた検討を進める。

項目	令和8年度計画策定に向けた課題	令和8年度計画（案）の概要
Ⅱ-4 ICT化の 推進	<p>○デジタルワークフローの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構内部の業務効率化を目的とした生成AIの本格導入に向けて、技術検証結果等を踏まえ、情報セキュリティ及び費用対効果の観点からどのようなシステム環境や運用体制を構築していくか。 	<p>○デジタルワークフローの確立（資料1-2：76ページ～）</p> <p><ICTの活用等による内部処理の効率化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構本部の事務効率化を図るため、令和7年度に行った生成AI活用の試行実施を踏まえ、年金個人情報を扱わない各種業務に対して生成AIを活用できる環境の構築に向けた検討を進め、調達手続に着手。 ・年金事務所の事務効率化を図るため、年金事務所窓口にタブレット端末等を設置し、お客様が年金事務所の窓口で国民年金保険料の免除申請や老齢年金の請求など各種手続の電子申請が行えるよう試行実施を行う。

Ⅲ 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

項目	令和8年度計画策定に向けた課題	令和8年度計画（案）の概要
Ⅲ-1 内部統制システムの有効性確保	<p>○事務処理の正確性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理誤りについて、どのように分析の精緻化を図り真因を特定していくか。また、速やかなシステム化が困難な事案について、どのように再発防止策を策定し、取組の徹底等を図っていくか。 	<p>○事務処理の正確性の確保（資料1-2：78ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日報や事務処理誤り報告等のモニタリングを精緻に行い、事務処理誤りを早期に発見。また、事務処理誤りの月次公表、年次公表を適切に実施するとともに、事務処理誤りの点検・分析を徹底し、同種の事案の早期発見を図る。 ・事務処理誤りの再発防止及び未然防止のため、発生原因等を分析し、その結果に基づき、対策を検討・策定した上で、効果的な周知、研修及び指導等、必要な取組を着実に実施。
	<p>○リスク管理とコンプライアンス確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時における年金支払の継続について、暫定支払体制での年金支払実施時の運用面の強化や改善をどのように図るか。 ・「理事長への声」、「職員提案制度」、「法令等違反通報窓口」など現行業務に問題があることを職員が認識した場合の仕組みの有効活用に向けた取組をどのように進めるか。 	<p>○リスク管理とコンプライアンス確保（資料1-2：81ページ～）</p> <p><情報セキュリティリスクへの対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家による情報セキュリティリスク分析評価及び脆弱性診断等の結果等について、リスク管理委員会へ報告するとともに、必要な対応を実施。また、ランサムウェア等近年サイバー攻撃のリスクが拡大していることを踏まえ、必要な体制を確保し対応策の検討を進める。 <p><業務継続計画（BCP）の見直し等（災害その他リスクへの対応）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等の非常時における年金支払の継続について、これまでの機能強化や体制整備を踏まえ、発災時に迅速な対応ができるよう、平常時から年金支払に必要な準備や訓練等を行い、継続的に運用面の精緻化、復旧時の対応手順等について整備を実施。 <p><コンプライアンス確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織全体のコンプライアンス確保の徹底のため、各拠点における職員への意識喚起等の取組状況を把握し、拠点長等に対して当該取組状況等を踏まえた助言や指導を実施。 <p><情報共有の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が現場の業務遂行等について問題・課題があることを認識した場合に報告等する仕組みである「理事長への声」、職員提案制度及び法令等違反通報制度の各制度について、職員に適切な利用を促すため、社内報等で情報発信を行う。

項目	令和8年度計画策定に向けた課題	令和8年度計画（案）の概要
Ⅲ－１ 内部統制システムの有効性確保	<p>○内部監査の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査の質と手法の向上を図り、効率的に監査資源を活用し、いかに内部監査の高度化を進めていくか。 <p>○契約の競争性・透明性の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より一層競争性・透明性を確保し、適正な調達を実施していくため、電子入札システムの利用の徹底をどのように図っていくか。 	<p>○内部監査の高度化（資料1－2：86ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象選定のためのリスクアセスメントを行い、抽出した高リスク領域の業務プロセスについて、ルールの整備状況や業務の運用状況を評価し、組織横断的な監査を実施。 ・ 監査対象とした業務プロセスにおけるルールの整備状況の把握、業務の運用に係る各種データの事前収集・照合の範囲を拡大。 ・ 各分野における業務知識の習得及び監査の専門知識の向上を図るため、機構内部及び外部機関が主催する研修等へ参加する。また、監査態勢の充実のための人材の育成・確保策を検討。 <p>○契約の競争性・透明性の確保等（資料1－2：87ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達の性質に応じた適正かつ合理的な契約方法を採用するほか、見積額の妥当性を検証し、調達案件の厳正な審査・点検を実施。また、一層競争性・透明性を確保し、適正な調達を実施するため、紙入札による参加事業者への勧奨を計画的に行うこと等により、電子入札システムの利用を徹底。 ・ 調達計画に基づき年間の調達計画額を定めるとともに、総合評価落札方式を適用するものを除く競争性のある契約について、当該計画額の20%以上を削減することを目指す。
Ⅲ－２ 個人情報の保護	<p>○情報セキュリティ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織面において、体制を維持・継続することに加え、必要な体制の見直しとして、世の中の情勢を踏まえ、サイバー攻撃のリスク拡大に備えどのように体制を確保し、検討を進めるか。 	<p>○情報セキュリティ対策（資料1－2：90ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ対策を一元的に管理するための情報管理対策本部、その下で情報セキュリティ対策等を実施するための情報管理対策室及びインシデントへ即応するための機構CSIRTを十分に機能させ、情報セキュリティ対策に必要な体制を引き続き確保。 ・ インターネットに接続するシステムを中心とした脆弱性診断及びペネトレーションテストを実施。また、情報セキュリティの技術動向の調査を通じ、必要に応じて対策を強化。 ・ ランサムウェア等新たなサイバー攻撃についての情報収集、情報セキュリティ最新技術動向の調査・研究を通じて、機構の実務への応用を検討し、必要に応じて対策を強化。
Ⅲ－３ 文書管理及び情報公開	<p>○文書の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保存期間が満了となった文書について、着実に廃棄を実施するとともに、年金記録関係文書について、紙文書や電子データを、どのように適正かつ効率的に長期保管していくか。 	<p>○文書の適正管理（資料1－2：94ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金記録関係文書のうち、経過管理・電子決裁システム等にて保管している電子データを正本とすることで「写し」とした元の紙届書等の廃棄を着実に実施。 ・ 紙で保管されている年金記録関係文書について、電子データ化による紙文書廃棄の実現や倉庫保管分の適正かつ効率的な長期保管方法を検討。 ・ 電子データ化された届書等の適切な長期保管方法について、政府の公文書管理委員会の議論を踏まえた次期ICT基盤での実現方法など、引き続き検討を推進。

項目	令和8年度計画策定に向けた課題	令和8年度計画（案）の概要
Ⅲ－４ 人事及び人材 の育成	<p>○人事方針、人材登用</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度の年金裁定請求の増加を見据え、お客様相談室の体制確保（年金給付専門職の配置拡大、年金相談職員の確保等）をどのように実施していくか。 	<p>○人事方針・人材登用（資料1－2：97ページ～）</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織一体となって基幹業務を推進していく体制を確保するため、拠点・職員の状況を的確に把握し、職員の意欲や適性を考慮した配置を実施。 特定の分野に適性のある職員（主に採用1年～10年目までの職員）は、業務に精通した職員を育成する観点から、早期に専門性を高めるため、経験を踏まえた人事配置を促進。また、年金給付及びシステム分野について、専門職登用試験等を通じ、専門性の高い職員を安定的に確保するとともに、職員との個別面談等により適性を踏まえた配置を実施。
	<p>○多様な雇用形態への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定雇用率引上げに向けて、早期に障害者雇用率3.0%以上を確保するための対応策をどのように実施していくか。 現状65歳雇用契約満了後に最大3年間の雇用としている高年齢層の活用について、70歳までの就業確保を視野に入れた職員制度をどのように実現していくか。 	<p>○多様な雇用形態への対応（資料1－2：98ページ～）</p> <p><障害者雇用の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年7月1日から法定雇用率が3.0%に引上げになることを踏まえ、<u>更なる障害者雇用の取組を推進し、令和8年7月1日時点の法定雇用率3.0%を達成する。</u> <p><高年齢者層の活躍の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 正規職員の定年退職後65歳まで継続雇用するシニア職員制度について、職員それぞれの経験・実績を踏まえた配置業務・配置拠点の拡大を図る。 高年齢者層が活躍できる環境整備の一環として試行導入した、シニア職員の雇用契約満了後に最大3年間の雇用を行う業務支援職員制度について、令和8年4月から対象地域を拡大するとともに、70歳までの就業確保を視野に入れた新たな仕組みの導入を引き続き検討する。
	<p>○働き方改革の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 所定労働時間変更後も時間外勤務の平均時間としては縮減が進んでいるが、恒常的に時間外勤務時間の多い本部及び繁忙期に時間外勤務時間が多くなる拠点に対する取組をいかに進めるか。 年次有給休暇の取得率向上のみならず、ライフサポート休暇等の休暇制度の取得促進にいかに取り組むか。 	<p>○働き方改革の推進等（資料1－2：99ページ～）</p> <p><時間外勤務の縮減></p> <ul style="list-style-type: none"> ノー残業デーの徹底、一斉退社の促進などの取組を推進することにより、定時退社しやすい環境を整備。また、時間外勤務が一定時間を超えた職員の健康状態を把握し、必要に応じて上長による面談や業務の軽減を行うなど、健康障害防止を推進。 これまでの時間外勤務時間の実績を踏まえ、<u>管理職の時間外勤務時間については月平均17時間以内、一般職については月平均9時間以内を達成。</u> <p><年次有給休暇の確実な取得></p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な年次有給休暇の取得促進の取組を継続的に行い、取得実績の低い職員へ時季指定による計画的な取得促進に取り組むことで、<u>平均取得日数15日以上</u>を達成。

項目	令和8年度計画策定に向けた課題	令和8年度計画(案)の概要
Ⅲ-4 人事及び人材 の育成	<p>○働き方改革の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期男女共同参画基本計画で示される成果目標の達成に向け、女性職員の一層の定着と活躍を図るため、どのように取り組んでいくか。 	<p><女性の活躍推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 女性職員比率が40%であることを踏まえ、今後の組織を安定的に運営するため、女性職員のキャリア形成の意識付け等を図る研修・面談等を実施し、女性の一層の活躍を推進するとともに、第6次男女共同参画基本計画の成果目標を踏まえて作成する第5期一般事業主行動計画(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)に定める女性管理職比率目標の達成に向け着実な増加を目指す。 男性の育児休業取得率について、第6期一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)における、令和8年度末目標80%以上になるよう取得促進に取り組む。 <p><ハラスメントの防止></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修体系と研修内容の充実を図るとともに、集中的な啓発活動に取り組み、ハラスメントをしない・させないという意識を醸成し、ハラスメントのない働きやすい職場を実現。 令和7年6月に公布された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」の趣旨も踏まえ、カスタマーハラスメント防止に向けた取組を引き続き実施。
	<p>○優秀な人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 高い専門性が求められるシステム分野の人材充実に向けて、外部人材採用により、必要な人材をどのように確保していくか。 	<p>○優秀な人材の確保(資料1-2:102ページ~)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新卒採用について、内定者との積極的な接触(内定者交流会・個別面談等)により、新卒採用の安定的確保を図るとともに、機構ホームページや採用パンフレットの充実、インターシップやオンライン座談会を実施し、新卒採用の安定的確保に繋がる母集団形成を図る。 職務経験者の確保のため、より効果的な採用活動を行い、必要な採用者数を確保。 高い専門性が求められるシステム分野及び監査分野については、業務体制の強化のため、引き続き外部人材の確保に努める。
	<p>○人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事方針・人材登用に係る取組及び職責に求められる役割を踏まえ、階層別研修の対象者区分・内容をどのように見直ししていくか。 	<p>○人材の育成(資料1-2:103ページ~)</p> <ul style="list-style-type: none"> 階層別研修について、職責に求められる役割を果たす人材を育成するための研修を引き続き実施。また、業務別研修について、全職員を対象に実施。カリキュラムの充実を図る。 高い専門性が求められる分野(年金給付、徴収、調達、システム及び情報セキュリティ等)の研修について、外部講師、外部機関の積極的な活用を図る。

Ⅳ 予算、収支計画及び資金計画

※資料1-2 別紙1~別紙3参照

Ⅴ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画(資料1-2:109ページ~)

令和8年度計画(案)の概要
<p>○令和5年1月に実施した宿舍の存廃判定の検証により、速やかに廃止することが適当とされた宿舍等について国庫納付に向けた手続を進める。また、建物の老朽化等の理由により用途廃止と整理された、宿舍等についても、不要財産として国庫納付等に向けた手続を進める。</p>

Ⅵ Ⅴの財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画

なし